

# 令和2年度 第19回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和3年1月12日(火) 午前9時40分から9時55分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

## 三 出席者

- 1 人事委員 委員長 小松 哲也  
委員 上田 博久  
委員 中本 久美子
- 2 事務局職員 事務局長 川本 晴彦 次長兼任用課長 山添 久  
給与課長 川口 豊長 主 幹 尾田 聡子  
係長 毎野 卓実 係長 足立 陽子  
係長 高多 孝典

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応

3 傍聴者 1名

## 四 議 題

議案第1号 宿直勤務の許可に係る専決処分の承認について

報告第1号 鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 障がい者対象(警察行政)・高校卒業程度)の採用候補者の決定について

## 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号は公開、報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

### ◇議案第1号

宿直勤務の許可に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

鳥取県知事から、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第1項の規定により宿直勤務の許可申請があり、人事委員会の事務の専決及び代決規則第2条第2項の規定により、令和3年1月7日に次のとおり専決処分し、許可した。

よって同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

#### 1 申請内容

新たに県西部で開設予定の新型コロナウイルス感染症に係る軽症者等療養施設において、患者受入に係る外部との連絡調整業務を行うため宿直勤務を行うもの。

#### 2 許可の要件

宿直勤務の許可基準については、厚生労働省から次のとおり示されている。

- (1) 宿日直の勤務の態様が労働密度の薄いものであること。
- (2) 一定額以上(※)の宿日直手当が支払われること。
- (3) 宿直勤務については週1回、日直勤務については月1回を限度とすること。
- (4) 宿直勤務については、相当の睡眠設備が設置してあること。

※《宿日直手当額の基準》

当該事業場の属する企業の全事業場において宿日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者についての1人1日平均額の3分の1を下回らないこと。

3 申請内容の検討

(1) 勤務の態様

夜間における、患者受入に係る外部との連絡調整業務のほか、一般的な待機業務を行うものであり、労働密度は薄いと認められる。

○ 勤務時間

宿直	午後5時15分～翌日午前8時
----	----------------

※仮眠時間 原則午後10時～翌日午前6時

(2) 宿日直手当

職員の給与に関する条例第16条の2に基づき、宿日直手当に関する規則第3条に定める宿日直手当(1回あたり4,400円)を支給することとしており、基準を満たしている。

(3) 宿直の回数

- ・通常、職員1名(最大2名)を配置。(毎日)
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため職員が当該施設での業務から離脱する際はPCR検査での陰性確認まで待機期間(PCR検査の結果判明まで1日)を要することから、一人の職員が2日続けて宿直勤務を行うことにより効率的な業務実施を予定。(2日勤務の後、離脱(1日待機))
- ・2日続けて宿直勤務を行う週の翌週は宿直勤務を行わないため、週当たりの平均は週1回以内となる見込み。
- ・申請のあった宿直の回数は厚生労働省基準を上回るものの、上記のような事情を踏まえると、労働基準法の解釈通達の許可基準(「当該事業場に勤務する十八歳以上の者で法律上宿直又は日直を行いうるすべてのものに宿直又は日直をさせてもなお不足でありかつ勤務の労働密度が薄い場合」)に照らして宿直を許可して差し支えないものと考えられる。

○宿直の回数

- ・厚生労働省基準・・・週1回以内

※労働基準法解釈通達(昭和22年9月13日発基17号、昭和63年3月14日基発150号)

【断続的な宿直又は日直勤務の許可基準】

三 宿日直の回数

許可の対象となる宿直又は日直の勤務回数については、宿直勤務については週一回、日直勤務については月一回を限度とすること。ただし、当該事業場に勤務する十八歳以上の者で法律上宿直又は日直を行いうるすべてのものに宿直又は日直をさせてもなお不足でありかつ勤務の労働密度が薄い場合には、宿直又は日直業務の実態に応じて週一回を超える宿直、月一回を超える日直についても許可して差し支えないこと。

(4) 睡眠設備の設置

ホテルの宿泊室であり、寝具、冷暖房設備等の相当の睡眠設備があると認められる。

4 専決処分理由

新たに県西部で開設予定の新型コロナウイルス感染症対応に係る軽症者等療養施設における宿直勤務の許可であり、同施設の運用開始時期の切迫により緊急を要し人事委員会に諮るとまがなかったため。

**【質疑等】**

委員：緊急を要することについて、スピード感をもってやられたことについては、何ら問題がないと思う。

委員：同じ意見である。

委員：昨年8月に東部の件で許可を行って、大きな問題などはなかったのか。

事務局：9月に8名の方を受け入れたという事例があったが、特に問題は生じていない。

委員：対応としては、やむを得ないものとする。

**◇報告第1号**

鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 障がい者対象（警察行政）・高校卒業程度）の採用候補者の決定について、事務局が説明した。

**六 次回人事委員会の開催**

令和3年1月22（金）午前9時40分から開催することとした。